

ぼう さい

特 集

阪神・淡路大震災から
10年、そして今

第25号

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2005年1月

スマトラ島沖地震・インド洋津波による被災状況



被災前



津波到達後（平成16年12月28日撮影）



被災前



津波到達後（平成17年1月2日撮影）

CONTENTS

2 巻頭言

阪神・淡路大震災記念協会理事長 貝原俊民

グラビア

4 災害報告

スマトラ島沖地震・インド洋津波

平成16年新潟県中越地震、台風第23号続報

8 特集：阪神・淡路大震災から10年、そして今

（寄稿）兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部復興企画課

：復興への道のり

：復興10年総括検証・提言事業

12 （寄稿）旧居留地連絡協議会 防災委員会

阪神・淡路大震災まち支援グループ まち・コミュニケーション

FMわいわい

北淡町震災記念公園 野島断層保存館「震災の語りべ」

人と防災未来センター語り部

15 動向・報告

（寄稿）東京都総務局行政部副参事 太田誠一

：三宅島への帰島に向けて

16 トピックス

平成16年度 防災とボランティアのつどい

「歴史災害の経験と知恵の継承」シンポジウム

18 シリーズ：過去の災害に学ぶ（第1回）

歴史災害の見直しと災害教訓の検証

20 information

激甚災害の指定

22 平成17年度 災害・地震対策関係税制改正事項

23 平成17年度 内閣府防災部門予算案

11月～1月の動き

2月～3月の行事予定

人事異動



(財)阪神・淡路大震災記念協会理事長
前兵庫県知事

貝原 俊民

阪神・淡路大震災から
10周年を迎えて

阪神・淡路大震災によって、日本には信頼すべき危機管理体制が存在しないということをすべての日本人は認識することになった。」

この指摘は、大震災の年の9月、当時の総理府阪神・淡路復興対策本部の主導により開催された復興国際フォーラムで、外国の参加者からなされたものである。

ふり返れば、20世紀後半、日本人は人類史上でも稀な“恵まれた状態”にあったといえよう。

この期間に突発的で大きな自然災害はなかった。冷戦構造下の緊張した国際情勢のなかで、国際紛争にまきこまれることもなかった。

平和憲法を旗印にひたすら経済発展に努め、世界から注目される高度成長を達成することができた。国民も、大半が中産階級意識をもつことができ、社会は安定していたのである。

それまでのわが国は対照的であった。明治維新から第二次世界大戦終結まで、数多くの戦争の当事国となり、また、関東大震災により首都が壊滅的な打撃をうけたりもした。この間、立憲君主制の国家体制の下、中央集権的な危機管理が徹底され、徴兵制や思想統制などが施行される強権的な社会構造だった。それでも国民は、自らの生命の危機を感じ、そのことを許容せざるをえなかったのである。

そして、戦争が終わり、平和な時期が到来したとき、その幸せを謳歌することに精一杯で、危機の存在やそのことによる制約を疎ましく考えるのは止むをえなかったのかもしれない。

しかし、危機管理を必要としない“恵まれた状態”が永続することはありえない。阪神・淡路大震災は、そのことを鋭く警告したといえよう。

専門家の指摘によれば、わが国は地震の活動期に入っている。地球環境の変動による異常気象も世界各地で頻発している。国際社会では、国家によるコントロールがきかないテロ組織が活動し、“文明の衝突”の様相も現実味を帯びてきた。

わが国は、経済先進国の仲間入りを果たしたいま、少子高齢化、財政悪化、政治の流動化、教育の荒廃などによって、社会の基本的な枠組みが揺らぎ始め、多くの国民は将来への不安を抱き始めている。

このような状態において、「自分たちの命は自分たちがまもる。」という基本を私たちに再認識させたのも、阪神・淡路大震災だったのではないか。

災害対策について、「官側」の限界が明らかとなり、一方では、被災者やボランティアを中心とする「民側」の自律的な行動が、大きな力を発揮した。私たちはそのなかで、犠牲者の数を限りなく0に近づけるためには、「官側」の体制を整備することも重要ではあるが、そのことよりも、「民側」の防災力とそれをバック・アップする体制を十分に整備すべきことを学んだのである。

生活のなかにさまざまな危険性が增大するいま、私たちは、成熟した社会にふさわしい柔軟で強靱な防災体制を確立しなければならない。

阪神・淡路大震災10周年追悼式典

写真提供：兵庫県



献花をされる天皇皇后両陛下

追悼の辞を述べる
村田防災担当大臣



1.17ひょうごメモリアルウォーク2005の参加者



全体会合のもよう

国連防災世界会議を開催 (1月18～22日)



フォーラムであいさつする村田防災担当大臣

インドネシア・スマトラ島沖 地震・インド洋津波の発生

昨年12月26日に発生したスマトラ島沖地震・インド洋津波災害はインド洋沿岸等の10数か国に及び、犠牲者は20数万人を超えるといわれるなかで、世界各国から救援の手が差しのべられています。

一方、1月18日から22日にかけて兵庫県神戸市で開催された国連防災世界会議では、インド洋における津波早期警報システムの構築などについて検討が行われ、共通の声明が発表されました。

被害の概要

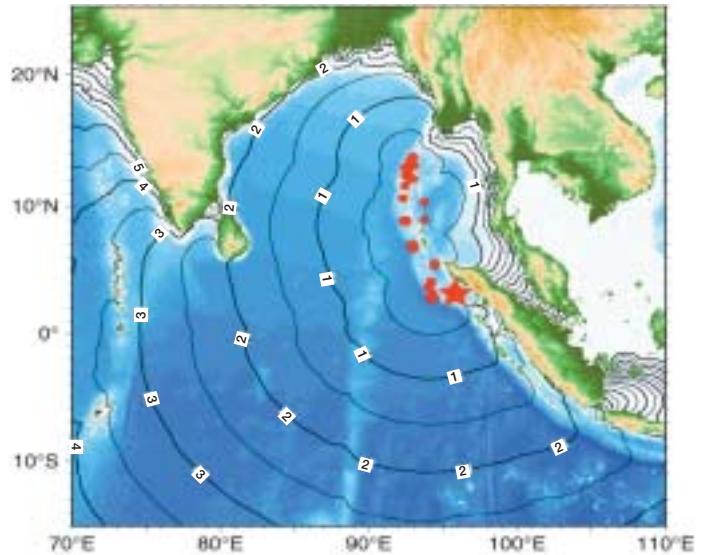
12月26日午前7時58分頃（日本時間9時58分頃）インドネシアのスマトラ島西方沖の地点で、深さ約10kmを震源とするマグニチュード9.0（米国地質調査所：USGSによる）の地震が発生しました。地震と共に発生した津波は、インド洋沿岸のスリランカ、インドネシア、タイ、インド、モルディブ、マレーシアなどに襲来したのをはじめ、遠く5,000km以上離れたアフリカ大陸にも到達し、ソマリア、タンザニアにも被害が及んでいます。

国連人道問題調整事務所（OCHA）の報告などによると、1月21日現在で死者、行方不明者を含め20数万人以上に及ぶとされるなど、未曾有の大災害となっています。

被害を大きくした原因は、今回の地震の規模がマグニチュード9.0と推定される全世界で発生した地震の中でも最大規模の地震であったこと、インド洋沿岸には有効な津波早期警報システムが整備されていなかったこと、また被害を受けた地域住民等に「津波」についての知識や認識がほとんどなかったため、人々の避難が遅れたことなどが指摘されています。亡くなった



国際緊急援助隊 救助チームの活動（タイ・ピビ島）
 写真提供：国際協力機構（JICA）



スマトラ島沖地震・津波の伝播時間シミュレーション結果（単位は時間）
 ：産業技術総合研究所活断層研究センター作成

人の半数以上が逃げ遅れた子どもだったとの情報もあるほか、被災地には、タイのプーケットなど世界でも有数の観光地があり、ヨーロッパをはじめとする海外からの多数の滞在者が被災しました。日本人については、1月24日現在、25名（タイで14名、スリランカで11名）の死亡が確認され、今なお安否の確認がなされていない方もおられます。

わが国の緊急援助

政府は、スマトラ島沖地震・インド洋沿岸国で被災

●被災した各国への緊急援助内容●

<p>インドネシア共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急援助物資（約2,600万円相当。テント、毛布、発電機等） ・緊急無償資金の供与（150万ドル：緊急用食料、医療関係機材） ・国際緊急援助隊・医療チームの派遣 ・自衛隊を活用した輸送支援・衛生状況の改善措置 ・146億円の無償資金協力の供与決定
<p>スリランカ民主社会主義共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際緊急援助隊・医療チームの派遣 ・緊急援助物資の供与（約1,470万円相当。テント、スリーピングマット、プラスチックシート、発電機、浄水器、簡易水槽等） ・緊急無償資金協力の供与（101万ドル：発電機、テント等） ・80億円の無償資金協力の供与決定
<p>モルディブ共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際緊急援助隊・医療チームの派遣 ・緊急援助物資の供与（約970万円相当。テント、毛布、発電機、ポリタンク、簡易水槽等） ・緊急無償資金協力の供与（51万ドル：簡易水槽、仮設住宅建設用資材） ・20億円の無償資金協力の供与決定
<p>タイ王国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜索、救助のため、艦載ヘリを含む自衛隊艦艇3隻の派遣 ・国際緊急援助隊・救助チームの派遣 ・国際緊急援助隊・医療チームの派遣 ・緊急援助物資の供与（約1,000万円相当。テント、毛布、浄水器、発電機、医療品） ・国際緊急援助隊・専門家チーム（DNA検体採取・鑑定専門家）の派遣 ・国際緊急援助隊・専門家チーム（捜索技術・救援活動のための専門家）の派遣

した各国に対して、左下表のような緊急援助を行っています。

また、政府は、スマトラ島沖地震・インド洋沿岸の関係被災国政府に対し、直接、当面5億ドルを限度とする支援を無償で供与し、その一環として、国際機関を通じて2億5千万ドルの支援、二国間支援として2億5千万ドル相当の支援(ノンプロジェクト無償資金協力)を行うことを表明しました。



被災したホテルの前に津波で流された船(インドネシア・バンダアチェ)



被災した寺院(タイ・プーケット)



津波で流された列車(スリランカ・ヒッカドゥア)
写真提供: アジア防災センター

国連防災世界会議における 津波早期警報システム構築のための検討

1月18日から22日にかけて神戸で開催された「国連防災世界会議」では、スマトラ島沖地震・インド洋津波の発生を受け、「インド洋津波災害に関する特別セッション」が設けられました。インド洋津波の被災国からの報告もなされ、インド洋地域における効果的かつ持続的な津波早期警報システムの構築が重要であることが確認されました。津波早期警報システムの構築にあたっては、経験をもつ国や機関の参加・協力が必要であり、効果を高めるための地域の防災力向上のための啓発が重要であること、自然災害に関する経験を共有することの重要性などが確認されました。セッション終了後、「インド洋災害に関する特別セッションの共通の声明～より安全な未来に向けたリスク軽減～」が発表されました。

また、最終日の22日に採択された「兵庫宣言」では、“未曾有の災害”となったスマトラ島沖地震・インド洋津波の被災者と被災地域に対し、深い哀悼と連帯の意が表明されるとともに、被災国と国際社会が迅速な救援活動を行っていることが讃えられました。

なお、国連防災世界会議については、本誌次号(第26号)で詳細をお伝えする予定です。

その他の海外の災害

わが国政府は、11月から1月にかけて、パプアニューギニア・マダン州マナム島の火山噴火災害、フィリピン・ルソン島東部などにおける台風および熱帯低気圧による地すべり、洪水災害、インドネシア・パプア州における地震災害(マグニチュード7.1)、スリランカ北・東部地域を中心とする集中豪雨に対しても、緊急援助を行っています。

● 11月～1月の海外緊急援助(自然災害関係) ●

対象国	災害	災害期間	供与決定日	供与内容
パプアニューギニア独立国	火山噴火	10月24日 ～ 31日	12月2日	約1,100万円相当の緊急援助物資(プラスチックシート、テント、毛布、簡易水槽、ポリタンク、浄水器)
フィリピン共和国	集中豪雨	11月20日 以降	12月2日	約2,800万円の緊急援助物資(毛布、テント、発電機、浄水器、ポリタンク等)
			12月8日	約35万ドルの緊急無償資金協力(被災民への食料支援)
			12月17日	追加的に約840万円の緊急援助物資(浄水器、抗マラリア剤など;保健医療支援を目的とする)
インドネシア共和国	地震	11月26日 ～ 28日	12月3日	約1,080万円相当の緊急援助物資(プラスチックシート、毛布、スリーピングマット)
スリランカ民主社会主義共和国	集中豪雨	12月13日 ～ 18日	12月27日	約1,550万円相当の緊急援助物資(テント、発電機、スリーピングマット、石けん等)

平成16年（2004年） 新潟県中越地震 続報

昨年10月23日17時56分頃、新潟県中越を震源とする「平成16年新潟県中越地震」が発生してから、約3か月が過ぎました。被災地では、厳冬期に入り、時折余震があるものの、避難されていた方々は仮設住宅に移られ、復旧・復興対策が進んでいます。

被害の状況

12月28日に魚沼市（旧・守門村）で震度5弱、1月18日にも魚沼市などで震度4の余震とみられる地震が発生しましたが、全体的に見て余震活動は低下傾向にあります。

新潟県中越地震による被害は、1月12日9時現在で、以下のように報告されています（消防庁調べ）。

■平成16年（2004年）新潟県中越地震による被害状況

都道府県名	人的被害（人）			住家被害（棟）			建物火災（件）
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	
		重傷	軽傷				
新潟県	40	522	4,042	2,867	11,122	91,553	9
その他の県		1	9			1,056	
計	40	523	4,051	2,867	11,122	92,609	9

（注）新潟県の住家被害には、一部未確認の非住家分を含む

復旧の状況

ライフライン関連では、都市ガスは12月末までに全面復旧、電力と水道については一部の区域を除いて復旧しています。また、上越新幹線は不通となっていた越後湯沢～長岡駅間の復旧工事が完了し、全線で運転が再開（12月28日）されました。また、在来線の上越、飯山両線も全面復旧（12月27日）し、JR線（東日本旅客鉄道）は全線で運転を再開しています。

道路の寸断により、一時は61集落が孤立しましたが、緊急輸送路の確保が緊急に行われ、12月26日までに、直轄国道の応急復旧が完了しました。また、山古志村の芋川流域の5箇所が発生した河道閉塞のうち、中でも被害が大きかった寺野地区、東竹沢地区については、国土交通省北陸地方整備局が、緊急排水と仮排水路整備などの応急対策を、12月28日までに実施しました。

被災地外からの支援活動

自衛隊の災害派遣は、12月21日の撤収要請を受けて終了するまで、派遣規模は延べ数で人員約125,000名、車両約46,800両、航空機約1,790機となり、輸送実績は

食糧約79万食、毛布70,000枚 救助実績約1,770名、給食実績約115万6千食、給水実績約1,030t、入浴支援実績約168,000名などとなっています。

地方公共団体による支援に関しては（消防庁調べ：11月30日現在）、物的支援は飲料水606,174本、非常食等2,507,963食、毛布142,412枚、簡易トイレ24,901基、ブルーシート50,335枚、おむつ445,262枚、生理用品184,550個の支援がなされました。人的支援については、全国知事会、北海道・東北ブロック知事会（8道県相互応援協定）他から、9,915名（建物応急危険度判定、食料支援調整、給水応援等の活動、避難所管理・運営、上下水道復旧、医療・保健）の支援がなされました。

また、被災した長岡市、小千谷市、川口町など11市町村では、災害ボランティアセンターを設置し、全国各地から7万8千人を超えるボランティアを受け入れ（新潟県災害救援ボランティア本部調べ、1月24日現在）、主に被災された方々からの要望に応じた生活支援などを行いました。

応急仮設住宅への入居

新潟県下の6市町村1,024世帯3,231人に対する避難指示、18市町村18,723世帯61,663人に対して出されていた避難勧告は、徐々に解除されましたが、山古志村全域および長岡市、越路町、小千谷市、十日町市、川口町などの一部地域を対象とする避難指示・勧告などは未だに解除されていません（1月20日現在、新潟県調べ）。

新潟県下では、最大時（10月26日）で103,178人が避難していましたが、応急仮設住宅を希望した世帯を対象に3,460戸の応急仮設住宅が建設され、避難所やテント・車中に避難していた方々の入居が完了しました（12月18日）。仮設住宅は豪雪地区であることに配慮した設計となっています。

家屋や地域の復旧・復興にあたっては、地すべりや土砂の崩落などの災害が発生していることから、集落移転を検討する地区も出てきています。



仮設住宅への入居申し込み

写真提供：新潟県長岡市

政府における財政支援措置

政府における財政支援措置としては、激甚災害の指定が11月26日に閣議決定されました（12月1日公布、詳しくはP21参照）

また、平成16年度補正予算において講じた災害対策経費のうち、新潟県中越地震に対するものは、約3,000億円が盛り込まれることになりました。阪神・淡路大震災の際に講じた特例措置とほぼ同様に講じるほか、被災地の特殊性を考慮し、農業集落排水施設やがけ崩れ対策事業等、阪神・淡路大震災の際には講じなかった措置についても、必要なものについては講じることとなりました。

新潟県中越地震非常災害対策本部会議の開催

村田防災担当大臣を本部長とする「平成16年（2004年）新潟県中越地震非常災害対策本部」（10月24日設置）は、11月19日までに21回の本部会議を開催しました。また、林田内閣府副大臣と江渡内閣府大臣政務官が交代で、新潟県庁内に設置した現地支援対策室に常駐し、被災市町村のニーズを把握し、県と連携してきめ細かい支援にあたりました。

政府は、関係機関相互の密接な連帯と協力の下、災害復旧および災害からの復興を支援するため、11月19日に「新潟県中越地震復旧・復興支援会議」を設置しました。

第1回会議（11月24日）では、各省庁から所管施設・事業の被害状況と適用できる現行制度の報告等が行われました。第2回会議（12月8日）では、新潟県からの要望について、各省庁から検討状況が報告されました。第3回会議（12月16日）では、新潟県からの要望について、国庫補助率のかさ上げなど、阪神・淡路大震災並みの財政支援を行う方針が決定されました。

山古志村復旧・復興支援の状況

政府は、山古志村については、被害が甚大であることから、応急対策の早期段階からプロジェクトチームを立ち上げ、道路・河道閉塞対策等について検討して来ましたが、長期的対策が必要なことと、依然全村避難の特別な状況が継続することから、11月18日に山古志村復旧・復興支援関係省庁連絡会議を設置し、検討体制を強化しました。また、同日、関係省庁連絡会議が開催され、山古志村民の早期復旧を主眼として山古志村復旧・復興支援プログラムを3月を目途に作成することが決定されました。

支援措置の検討と支援プログラム作成に先立ち、関係省庁連絡会議メンバーによる現地視察が行われ（11月25日）、山古志村の被害の概要を把握するとともに、現地関係者との意見交換を行い、問題認識の共有化が図られました。また、この際、山古志村から県および国に対し、

復旧・復興支援に係る要望事項が提出されました。

さらには、12月13日～14日にかけて、関係省庁の担当職員を現地に派遣し、国、県、村の共同検討を実施して、村の復興プラン作成上の指針を明らかにしました。現在は、その検討に基づく具体的支援措置について、調整を継続しています。

被災地における積雪対策

豪雪地帯に位置する被災地では、12月末から大雪が断続的に降り続けています。このため、新潟県知事から、昨年12月29日と今年の1月7日に、自衛隊に対して、山古志村における村民除雪作業隊の安全確保および緊急事態対処要員配置に係る災害派遣の要請がなされました。この要請を受けて、12月30～31日と1月3日並びに1月8日以降、自衛隊が山古志村へ派遣され、竹沢・南平地区における雪下ろしの支援活動が実施されました。

降雪に伴い、川口町、長岡市の現地ボランティアセンターでは、除雪のためのボランティアの募集を開始しています。



大雪の中の仮設住宅

写真提供：新潟県長岡市

台風第23号 続報

10月18日から21日にかけて、41都府県に被害をもたらした台風第23号により、以下のような被害が報告されています（消防庁調べ：12月21日18時現在）

■ 台風第23号による被害状況

都道府県名	人的被害（人）		住家被害（棟）			
	死者 行方不明者	負傷者 重傷 軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上・床下浸水
岐阜県	8	3 15	10	58	35	3,122
京都府	15	8 42	28	214	2,494	7,292
兵庫県	26	39 91	650	6,866	1,264	11,205
岡山県	7	7 27	12	49	4,902	1,868
徳島県	3	1	3	29	50	3,343
香川県	11	15	53	65	222	17,876
その他の県	27	62 241	17	40	1,268	8,052
計	97	119 432	773	7,321	10,235	52,758



復興への道のり

兵庫県阪神・淡路大震災復興本部 総括部復興企画課

平成17年1月17日、阪神・淡路大震災から10年を迎えました。兵庫県では、大震災の経験と教訓を、近い将来に発生が懸念される東南海・南海地震などへの備えや、成熟社会における地域づくり、減災のまちづくりに生かすとともに、全国・世界へと発信する取り組みを進めています。この10年間の復興への道のりを振り返ります。



復旧状況

交通網の寸断や都市機能のマヒという困難な状況のなか、関係者の懸命の努力と多くの支援によって、復旧作業は急ピッチで進みました。電気は震災後6日目で応急送電が完了、水道と都市ガスは3か月後に復旧しました。鉄道は4月にJRが全線再開。被害の大きかった私鉄も、8月にはすべてが運行を再開しました。阪神高速道路は部分的に再開区間を拡大しながら、平成8年9月末に全線開通しました。また、神戸港も平成9年3月末をもって復旧工事をすべて完了、5月には「神戸港復興宣言」を行いました。

被災家屋やビル108,126棟の解体

は震災後1年で90%以上が完了。解体に伴って発生した瓦礫1,430万トンの処理も平成10年3月末に完了し、埋め立てなどにも利用されました。一方、4万8,300戸建設した応急仮設住宅については、入居世帯の恒久住宅などへの移転が平成12年1月までに完了し、同3月末までにすべての住宅が撤去されました。

地震の概要・規模

- ・規模 マグニチュード7.3
- ・最大震度 震度7

「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」と命名されたこの地震は、1月17日(火)午前5時46分52秒、淡路島北部(北緯34度35分36秒、東経135度2分6秒、深さ約16km)を震源として発生しました。主要動は10秒程度、最も強く揺れたのは最初の3秒程度でした。

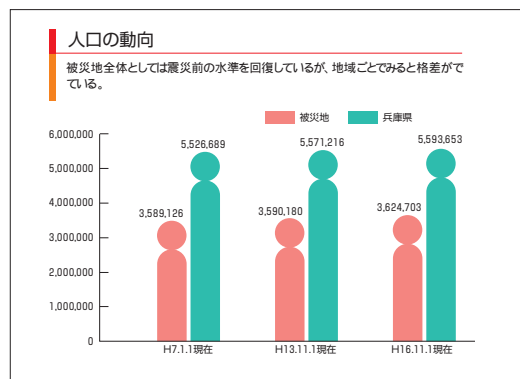
被害状況

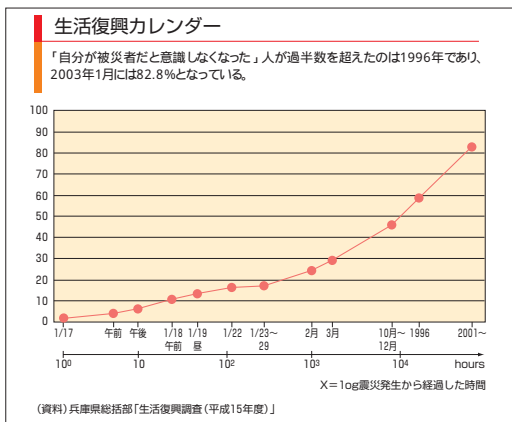
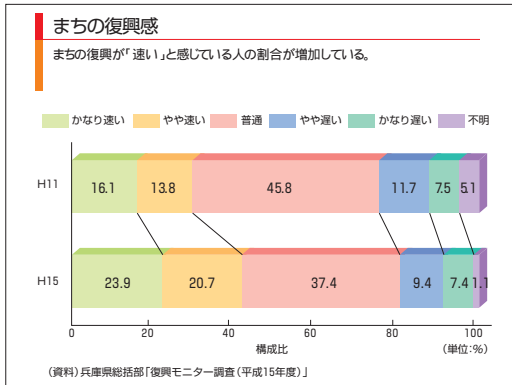
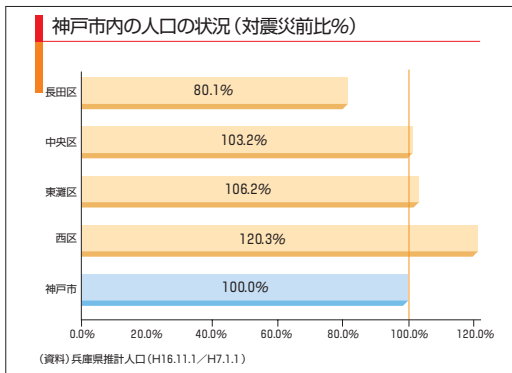
兵庫県淡路島の北部を震源として発生した最大震度7の都市直下型大地震は、一瞬にして多くの尊い生命を奪い、都市基盤を破壊しました。住宅やビルの倒壊に加え、各地で火災も多発。死者・行方不明者が6,400人を超える大惨事となりました。

道路、鉄道、港湾などの交通網や、水道、電気、ガスなどのライフライン網は壊滅的な打撃を受け、深刻な被害が発生し、その直接被害総額は、約10兆円にものぼりました。この地震によって住まいを失い、公園や学校などに避難した被災者は最大で約32万人を数え、食料や水にも事欠く厳しい生活を強いられました。

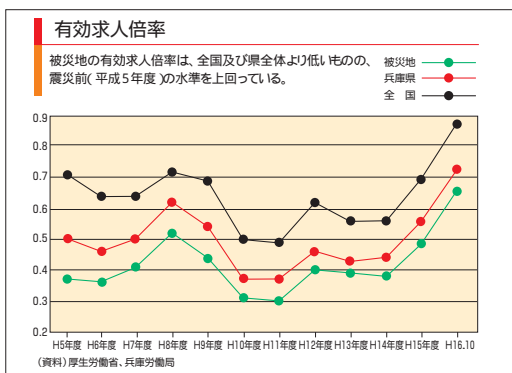
復興状況

被災地全体の人口が、平成13年11月1日時点で震災前の水準を回復し、被災者の意識もまちの復興が「速い」と感じている人の割合が増加するなど、復興は概ね順調に進んでいます。





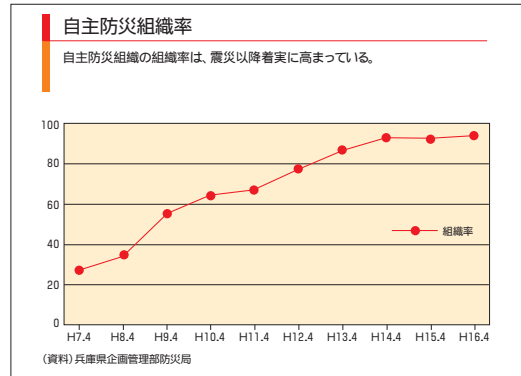
経済・雇用情勢は、震災の被害に加え、全国的な景気低迷の影響もあり、平成10年度以降足踏み状態が続いてきましたが、平成15年度から鉱工業生産指数や有効求人倍率等に見られるように、やや持ち直しの動きが出ています。



市街地再開発事業、土地区画整理事業などのまちづくりは、一部権利調整等で時間を要する地区がみられますが、概ね順調に進捗しています。観光入込客数は、

明石海峡大橋の開通や淡路花博「ジャパンフローラ2000」、神戸ルミナリエの開催などにより、平成10年度以降、震災前の水準に回復しています。

また、震災を契機とした県民ボランティア活動が拡がりを見せ、住民主体の防災への取り組みを示す自主防災組織率が着実に上昇してきたほか、災害復興公営住宅などにおいてもコミュニティが形成されつつあるなど、新しい地域づくりの取り組みが進んでいます。



一方、課題も残されています。被災高齢者への支援では、見守り活動等のきめ細かな対応のほか、地域住民による支え合いのしくみづくりを進める必要があります。また、復興市街地整備事業の一層の推進や、商店街の活性化等によるまちのにぎわいづくりのほか、経済の回復基調の裾野を拡げ、経済活力の本格再生につなげていく必要があります。

今後とも復興施策の適切なフォローアップを図りつつ、「元気なひょうご」づくりを進めていくことにしています。



震災直後の三宮駅前(神戸市中央区)



現在



復興10年総括検証・提言事業

— 検証報告の概要 —

復興10年総括検証・提言事業の意義

阪神・淡路大震災の復興過程から得られた経験と教訓を後世に継承し、今後の大規模災害に対する減災や復興に活かしていくことは、被災地の責務です。そこで10年間の長きにわたる取り組みを総括的に検証し、その結果や教訓を次世代への提言として広く国内外に発信することにより、安全で安心して暮らせる社会づくりに貢献します。

事業の概要

(1) 復興10年委員会の設置

復興10年総括検証・提言事業の円滑な推進を図るため、震災復興を担ってきた各種団体の代表や学識経験者等で構成される復興10年委員会を平成15年8月に設置しました。

事業の推進にあたっては、復興10年委員会の下に、検証の進め方や検証テーマの選定、最終報告案の取りまとめを行う検証企画小委員会を設置しました。また、分野ごとに具体的な検証を実施するため、総括検証、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの分野別検証部会（6部会）を設けました。

(2) 検証の基本的な考え方

行政、県民、企業、団体、NPO/NGOなどが重点的に取り組んできた事柄や復興の過程における課題全般について、初動対応期から本格的復興期までのフェーズを追って、「できたこと」「できなかったこと」を整理し、その理由や成果等を分析・評価するとともに、復興10年の取り組みを総括的に検証し、今後の震災に対する減災・復興に活かすための提案や、新しい時代を切り拓く先導的な仕組みの構築に資するための提案などをとりまとめました。

(3) 検証テーマ

検証テーマについては、今後の震災に対する減災や復興に活かすとともに、21世紀のめざすべき社会像の実現に資するという検証の基本的な考え方のもと、復興過程における重点的な取り組みや成熟社会を支える新たな制度・しくみなどに留意のうえ、6分野54テーマを設定しました。

(4) 検証の手法

検証は、関係資料の収集・分析はもとより、ワークショップ方式による県民との意見交換や現地調査・ヒアリングなどを通じた県民意見の反映など、検証担当



検証企画小委員会



現地ヒアリング

委員が中心となって、県民の参画と協働にも配慮しつつ進めました。

(5) 検証結果の取りまとめ

各部会でまとめた分野別の検証結果をもとに、検証企画小委員会において、検証報告案をとりまとめ、復興10年委員会において決定しました。

復興10年における取り組みの主な成果と課題

阪神・淡路大震災からの復興過程においては、震災直後の初動対応期から本格復興期にいたるまで、さまざまな分野で多彩な取り組みが展開され、「創造的復興」につながる多くの成果が生み出される一方で、10年間の取り組みを通じて、被災地はもとより日本社会全体が抱えるさまざまな課題も明らかになりました。

提言の基調

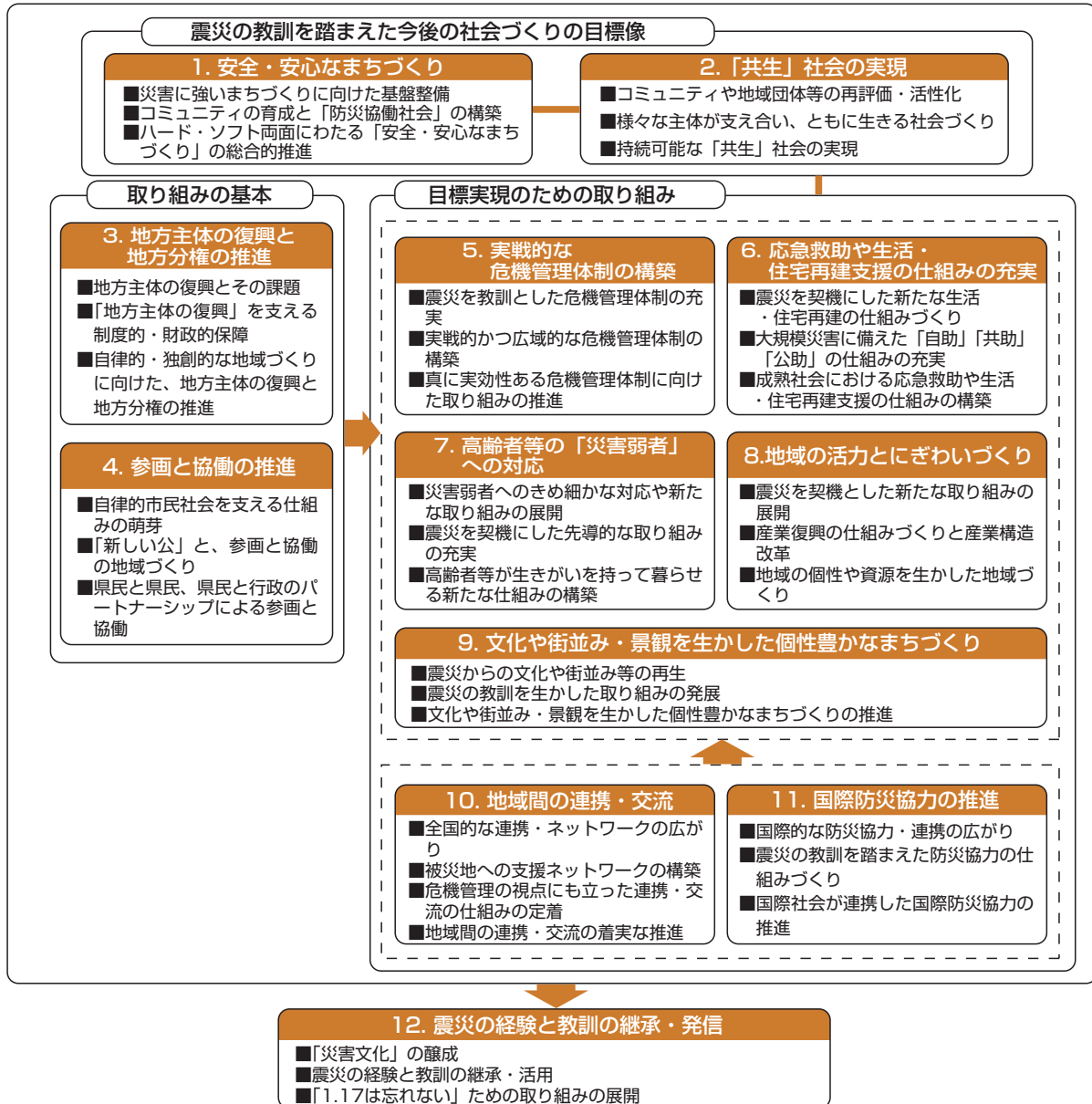
阪神・淡路大震災から10年間の創造的復興の取り組みについて、総括検証、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの6分野54テーマにわたって、検証担当委員による検証・提言がなされました。

ここでは、これらの検証・提言に共通する基本的な考え方や方向性などを、未来への提言の基調としてとりまとめました。

検証結果の発信

阪神・淡路大震災のこれまでの取り組みについて総括的に検証した復興10年総括検証の成果を、世界の共有財産として、「創造的復興フォーラム」の開催や国連防災世界会議を通じ、国内外に広く発信しました。

■ 未来への提言の基調



● 復興10年総括フォーラム ●

総括報告

(復興10年総括検証結果の総括)

報告者

新野幸次郎 復興10年委員会座長

((財)神戸都市問題研究所理事長)

パネルディスカッション

(未来に向けた視点からの議論)

パネリスト

安藤忠雄(建築家)

伊藤 滋(早稲田大学特命教授)

中村順子

((特)コミュニティサポートセンター神戸理事長)

水越浩士

(兵庫県商工会議所連合会会頭)

山崎正和(東亜大学学長)

井戸敏三(兵庫県知事)

コーディネーター

野尻武敏 復興10年委員会副座長

((財)21世紀ヒューマンケア研究機構理事長)

- (1) 復興10年総括・提言報告会 (H17.1.12~14 神戸国際会議場)
復興10年総括検証の6つの分野ごとに、検証担当委員により検証結果の要点をわかりやすく紹介しました。
- (2) 復興10年総括フォーラム (H.17.1.15 神戸国際会議場)
『伝えよう 1・17の教訓 創造的復興から未来へ』
復興10年総括検証の成果をどのように受け止め、今後の災害へ生かしていくのかを議論しました。

おわりに

阪神・淡路大震災は、高齢化が進む大都市を直撃した震災であり、復興過程を通じて明らかになった課題を今後どのように解決し、震災の経験と教訓を未来に引き継いでいくのかを考えることが重要です。

今回の検証の成果が、人類共有の財産として、国内外の大規模災害に対する減災・復興や、成熟社会における地域づくりにいささかなりとも寄与することを心から願っています。

((財)阪神・淡路大震災記念協会、兵庫県阪神・淡路大震災復興本部)

阪神・淡路大震災から10年の活動について

旧居留地連絡協議会 防災委員会

平成7年1月17日に突如阪神・淡路地域を襲った大地震により、長年にわたって努力して築き上げた美しい街が数秒間で廃墟と化し、106棟の建物の中で特に22棟が大きな被害に遭い、解体を余儀なくされました。その中には、居留地時代1868年（慶応3年）に建築され、神戸の街のシンボルとして丁寧に保存管理されていた旧居留地15番館（明治13年頃築、国指定重要文化財）等の、旧居留地の顔とも言うべき近代洋風建築物も大きな被害を受けました。

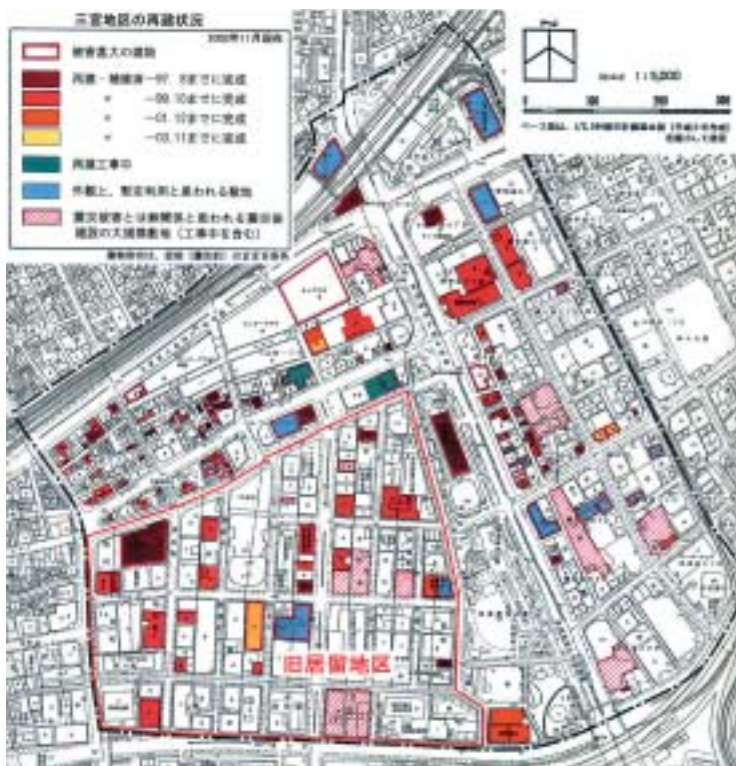
ライフライン等の機能が復旧できていない中、旧居留地連絡協議会を中心に街全体の協力のもと、再び復興に向けて立ち上がりました。相互に本音をぶっつけ合う意識が醸成され、素晴らしいアイデアが次々と発表されるようになり、それを次の4項目に集約致しました。

まず、居留地の基本方針として“まちの復興に旧居留地の蓄積を活かす”を前提に考えて、1)安全で高規格な都心づくりに取り組む、2)交通流を整序し、歩きたくなるまちづくりを目指す、3)近代建物を活かし、風格あるまちなみを形づくる、4)旧居留地にふさわしい建設活動を促進する、の4項目の方針を決定しました。

この基本方針を軸に復興推進委員会を設立、建設部会・環境部会の両部会が発足し、復興へのひとつとして全員が共有化し得る「都心づくりガイドライン」の策定がまず肝要であることの認識を得ました。

また、この街を再生するためのキーワードとして“先端”“にぎわい”“伝統”“風格”“もてなし”を掲げ、旧居留地の商業地化あるいは観光地化を睨んで『神戸旧居留地/復興計画』を立案しました。さらに、震災一年後に、自主的に防災活動に積極的に取り組むことを盛込んだ活動方針計画として、“自分（自社）の命と財産は、自分（自社）で守る”を前提においた上で、不十分な事柄を相互支援する『事業所のための防災マニュアル』を策定しました。また、非常時に企業単位では十分な対応が不可能な事項を抽出して策定した『旧居留地/地域防災計画』案は、毎年防災委員会の手で更新。相互支援策の一貫として非常時の怪我人の救出・救護・避難誘導・給食給水・緊急連絡網・帰宅困難者への対応等を重点とした『防災マニュアル』も策定しました。一方、近年防犯の視点から平成14年に『旧居留地ネット』を構築し、平常時から会員間の相互連絡情報交換及び地区外への情報発信を継続しています。

防災委員会は、震災の経験を活かすため毎月意見交換し、市民救急救命士認定証・防災リーダー研修・災害時の防災設備器具の設置等に取り組む傍ら各種団体が開催する会議・防災講習会・防災訓練などに参加し、ソフト・ハード両面のレベルアップを図っています。



旧居留地区の復興状況 出典：街の復興カルテ2003年度版

そして現在、休日など多勢の人々がここ旧居留地に来られ震災からのすばやい復興に併せて各ビルの店舗展開も加速しています。この街の商業や観光は、背景に安全で安心な業務機能が控えていてこそ、煌くものでありこれらの構築によって我々はこの良き街を後世に引継いで行くことが出来るものと確信しております。

多文化なまちづくりの道具として

FMわいわい

阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた神戸市長田区に、震災から一年後の1996年1月17日に開局したラジオ局があります。長田区を中心とした地域の人達に生活情報や行政ニュースなどをきめ細かに届ける「FMわいわい」(周波数77.8MHz、出力10W)です。20数か国・約1万人を超える外国籍の人達が住んでいる長田区にできたこのラジオ局は、日本語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、英語の8つの言語で放送する、日本で初めての多言語のコミュニティ放送局です。

そもそもFMわいわいは、地震の直後に防災情報が得られずにとても困難な状況におかれていた外国人住民に母国語で情報を届けるために、外国人自らと外国人支援ボランティアが立ち上げた2つのミニラジオ局、FMヨボセヨとFMユーマンが母体となっています。



阪神・淡路大震災から10年 御蔵地区の取り組みと今後の課題

阪神・淡路大震災まち支援グループ
まち・コミュニケーション

震災によって奪われるものは、人命や財産だけではない。見慣れた町並み、場の記憶、人の繋がり…。自分の生活してきたまちがなくなってしまうという危機感が、神戸の復興の原動力となってきたのではないかと考える。

神戸市長田区御蔵地区は、ゴム・鉄鋼の工場と住宅が混在する下町であった。1995年の阪神・淡路大震災は、同地区の老朽化した建物の多くを倒壊させた。火災が迫る中で瓦礫の下に閉じ込められた人々を助け出せるのは、同じ被災者である隣人しかいない。御蔵地区における被災の教訓は「自分たちのまちを守るのは自分たちしかいない。そのために常日頃から人の繋がりづくりをしておくことが必要である」というものであった。

この教訓をもとに、住まい・生活の再建や都市計画事業による道路・公園の整備といった復興まちづくりには、常に「自分のまち」を意識できるような仕掛けが施されている。公園の一角に残されている傾いた電柱、半分焼け焦げた楠は、震災の生きる証人である。また、128名の犠牲者を慰霊するモニュメントは、多くの住民がバケツリレーでコンクリートを運んで建設した。昨年1月に完成した自治会館は、住民と建築を専攻する学生ボランティアが古い民家を解体し、自分達で壁塗り等ほとんどの作業に従事して移築したものである。



自治会館の囲炉裏を囲んで

復興しつつあるこのまちには、年間1,000人を超える修学旅行生が全国から震災体験学習に訪れる。まち歩きや炊き出し体験といったプログラムを通じ、住民の口からは「災害の恐ろしさ」「避難所や仮設住宅での暮らし」「防災の知恵」「命の大切さ」「助け合いの大切さ」が語られる。被災の経験をもつ人々との交流を通じた学びは、生徒たちにとっても得がたい学習の場となっているようだ。

しかし、震災以降地域住民が協力して復興を進めてきたこのまちでも、震災や当時の助け合いの記憶の風化が進んでいる。「震災から10年」は一つの区切りではあっても、人々の暮らしのうえでは大した意味を持つものではないだろう。自分のまちやそこに住む人々を意識できるコミュニティ創設のためのまちづくりは、むしろこれからの課題として残されている。

★まち・コミュニケーション御蔵事務局
ホームページ：<http://park15.wakwak.com/~m-comi/>



私たちはこのラジオを、まちづくりのひとつとして作りあげてきました。地震で壊れ焼けてしまい何もなくなってしまうまち。そこに新しいまちをつくっていくときには、前よりも住みやすいまちにしていきたい、そうみんなが願っています。住みやすいまちとはどんなまちなのだろう。地震の後、瓦礫の中のプレハブからラジオ放送を続けながら考え、そして出た答えは、「多様な価値観が共存するまち」でした。

ラジオを通して長田で暮らす多くの外国人と出会い、異なる文化、価値観が存在する社会がいかに懐が深く豊かなものであるかを知りました。その逆に一律な社会がもつ脆さ、危なさにも気がつきました。私たちは日本人と外国人という切り口で地域社会を見つめてきましたが、それは世代の違いであったり、考え方の違いであったりとさまざまです。しかし、

いずれの場合であっても互いの違いを認め合い、それぞれを尊重していけるまちこそが豊かで住みやすい、私たちがつくりあげていこうとしているまちなのです。そのまちづくりを進めていくためのひとつの道具として、FMわいわいは地域社会の中に生まれ、存在しています。

昨年10月の新潟県中越地震で災害時メディアとしてコミュニティ放送局の果たした役割が改めて高く評価されました。しかし、コミュニティ放送局があれば災害時に細かな情報が地域住民に行き渡るのかといえば、決してそうではないはずです。ラジオはあくまでツールです。地域団体（自治会、消防団、まちづくり協議会）、NPO、自治体（行政）などとの連携があってこそ、災害時に有用な情報を伝え、効果的な救援活動が展開できるのです。日常にないものが非常時になって機能するはずがありません。平常時にそれぞれがどれだけ近い関係にあるのか。それが防災の鍵を握っているといっても過言ではありません。防災といえばまちづくり、まちづくりといえば仲間づくり、それに尽きるのではないのでしょうか。

<http://www.tcc117.org/fmyy/>

「震災10年と課題を語る」



しろうもと まさもり
城本 正守

十年一昔と言いますが、阪神・淡路大震災以来すでに十年、多くの人の心から忘れ去られようとしています。被災地の私たちにとってもあの忌わしい出来事は早く忘れたいと思う部分もありますが、長い歴史の中で築きあげた文化、産業、掛替えの無い尊い

生命を失った遺族の思い、財産、近隣や家族の絆等々、どうしても風化させず後世に語り継ぐ必要を感じています。

満十年を迎え町の復興も先に光が見えて来ました。国の施策による都市整備計画、全国からの暖かい支援、ボランティア活動、自衛隊による復旧支援、これらは、ただ呆然と立ち尽す私たちに勇気と力を与えてくれました。直下型大地震の驚くべき威力と、それに遭遇した生々しい状況をどうしても次世代に教訓として伝える義務があると考えています。

現代の科学をもってしても防ぐことの出来ない自然災害、特に地震は予告なく襲います。

いかにして命を守り、被害を最小限に食い止めるか、大きな課題です。

私は、各関係機関と住民との連携が重要と考えます。当北淡町に見る犠牲者を最小限に食い止めた事実、それは日頃の住民間のコミュニケーションの深さが重要であることを立証しています。すなわち、「初期救助活動」の重要性と、いかに落ち着いた行動が出来るか、も大切なポイントと考えられます。その要因となるものは、地震に強い家づくり、避難時の持ち物の常備、避難路の確認と周知、避難訓練への積極参加（自らの体に覚え込ませる）であると考えています。ある大学の先生が、「油断大敵、用意周到、臨機応変、自立連携、時に危機感を持つことの大切さ」と話していましたが、まさにそれこそ、犠牲者を減らすことと被害を最小限に止めるための手段と考えます。

一旦大災害に見舞われると、目に見える部分での復興が進んでも、目に見えない精神的な心の問題が数多く潜んでいます。高齢化の進む町では、高齢と経済的な理由から、自宅再建の目途も立たず復興住宅に入居したまま、不安な日々を送っている人達、また一般住民の中にも十年経過した今なお、精神的な不安を拭い去る事の出来ない人も多くいる事を忘れてはならないと感じています。

（北淡町震災記念公園野島断層保存館「震災の語りべ」）

阪神・淡路大震災を語り継ぐ



たに がわ さぶろう
谷川 三郎

震災から10年が経過し、まち全体で薄れかけていた震災の記憶が、新潟県中越地震によって、今ふたたび呼び覚まされた感じを受けています。

私は震災当時、芦屋市建設部長として、災害対応に当たりましたが、現在は「人と防災未来センター」で語り部として、全国からご来館いただく皆様に私の体験、特に自治体職員としての初動対応について、失敗とか反省点なども含め、有りのままお話ししています。

私の体験

「ジェット機でも落ちたのか？」と思うほど、強烈な縦ゆれでした。家族3人の無事を確認し、神戸市北区の自宅から芦屋市に向かいました。出勤途上、私が見た惨状はまさに生き地獄でした。あちこちにご遺体が寝かされてあったり、ご近所の方々に生き埋めになった人を助け出しておられました。

大切なのはリーダーシップ

役後は6時20分に役所に出勤、的確な4つの指示を出していました。1) 建設関係職員は消防職員と救命救急に向へ、2) 小学校に救護所の開設を、3) お寺でご遺体の安置を、4) 棺桶を100個注文。次いで水と食料の調達を指示していました。

重要なのは自主防災

3日間、救命救助に向かいましたが、1日目、救助者82人のうち生存者60人、2日目、22人救助、生存者5人、3日目、19人救助、生存者は無しでした。生存者を助けられるかどうかの勝負は1日でした。我々救助隊が助け出したのはほんの一部で、大多数はご近所の方々が助け出していたのです。

山積する難題

救援物資対応、ご遺体の火葬、避難所のトイレ問題、ボランティアの受け入れ、情報の提供、等々難問山積でしたが、なかでもトイレ問題が一番深刻で、被災者が一番困ったのが、トイレ用水の確保だったのです。

語り継ぐ

災害が大きくなればなるほど、市民1人ひとりの力がが必要です。「自分の命は自分で守る。地域は地域で守る」。このことを中心に、多くの尊い命を奪った阪神・淡路大震災を風化させないため、これからも語り継いでいきます。神戸にお立ち寄りの際には、ぜひ「人と防災未来センター」へお越し下さい。この続きをお話しいたします。

（（財）阪神・淡路大震災記念協会人と防災未来センター語り部）



三宅島への帰島に向けて

東京都総務局行政部副参事（三宅島災害復興対策担当）

太田 誠一

本年1月5日に、三宅村長が2月1日午後3時をもって、平成12年9月2日に発した三宅島の避難指示を解除する予定であることを発表しました。三宅島への帰島については、昨年7月20日に三宅村長から、本年2月に三宅島の避難指示を解除したいという意向が、石原東京都知事及び国に伝えられていたところです。東京都は、村長のこの判断を尊重し、翌21日に「東京都三宅島帰島支援対策本部」を設置し、本年2月に三宅島の島民が帰島することを前提に、帰島へ向けた支援を行ってきました。

避難指示の解除により、三宅島の島民は4年半ぶりに帰島することができることとなります。一方、三宅島の火山活動は全体としてゆっくりと低下していますが、雄山からの二酸化硫黄の放出は依然として続いています。現状としては、二酸化硫黄に関して、環境基本法で定める環境基準を達成していません。このようなことから、帰島後の島民の安全については、必ずしも保証されているとはいえない状況にあります。帰島については、島民が、自分自身で決断し、選択されるべきものですが、生命、健康の安全を確保しながら、いかに生活再建を図るかが大きな課題となっています。

東京都は、これまでも、三宅島に対して、道路や港湾施設の復旧、二次災害を防止するための砂防ダムや治山ダムの建設などに取り組んできました。帰島支援対策本部を設置してからは、生活や産業に密着した公共施設等の復旧・整備を進めるため三宅島帰島緊急支援事業にも全力をあげ取り組んでいるところです。電気、水道、電話などのライフラインの整備はほぼ完了しているほか、三宅村と連携をとりながら、帰島後直ちに入居できるように村営住宅の建設・補修を推進するとともに、冷蔵庫などの廃家電や泥流に埋没している廃自動車などの島外搬出作業を実施するなど、帰島後の生活が円滑に行われるための取組を着実に進めています。

三宅村は、三宅島への帰島について、本年2月から4月までを大半の村民が帰島する本格帰島期、5月から7月までを三宅島内で通常の生活が本格的に再開される生活再開期と位置付けています。

本年1月5日の三宅村長の避難指示解除の予告以降、島民の帰島に際して、引越しが安全・確実かつ円滑に行われ、島民の負担の軽減を図ることを目的として、

村営住宅の荒廃状況（阿古地区）



村営住宅新設工事（神着団地）

三宅村が中心となって、引越業者、海運業者及び島内運送業者と連携を図る引越プロジェクトが始動しました。また、島内では移動の手段として自動車が必要ですが、火山ガスや長期間の放置により使用ができなくなっていることから、中古車あっせんのシステムの構築及び自動車の三宅島への搬入が開始されています。東京都は、三宅島への帰島のための多くの取組についても、三宅村と連携をとりながら、着実な実施に向けた支援を行っています。

帰島後の生活には「衣食住」が不可欠ですが、とりわけ住宅の再建が重要です。4年半に及ぶ長期の放置を余儀なくされた結果、三宅島では、火山ガスだけではなく、シロアリ、ネズミなどにより、ほとんどの住宅で多大な被害が出ています。このため、東京都は、三宅島民に限った独自の支援制度として、帰島する世帯に対し、自己の居住する住宅を新築、修繕等をする場合に、150万円を限度として支援金を支給する制度を創設しました。一方、三宅村では、居住が禁止されることになる二酸化硫黄濃度の高い地区である高濃度地区において、自ら所有し、かつ、居住していた住宅の劣化保全のための修繕を行う世帯に対し、50万円を限度として支援金を支給する制度を創設しました。国の被災者生活再建支援制度と合わせ、これらの制度を活用することにより、三宅島民の皆様が、帰島後、少しでも早く安定した生活ができるよう願っております。

三宅島島民の方々が、一日も早く安心して生活できる日々を取り戻せるように、皆様のご協力をお願いいたします。

平成16年度 防災とボランティアのつどいを開催

平成16年12月4日(土)、東京都千代田区の「損保会館」において、全国から防災ボランティアやその関係者などが一同に会し、内閣府の主催による平成16年度「防災とボランティアのつどい」が開催されました。

開会にあたり、まず始めに、主催者として防災担当大臣が挨拶を申し上げ、続いて、約130名の参加者がテーマ別に次の4つの分科会に分かれて、今年度に起きた災害の情報交換や課題、提案などについて意見交換をしました。

● 分科会のテーマ ●

- 分科会 A 「中越地震及び新潟豪雨のボランティア活動」
- 分科会 B 「今年の各地の台風・豪雨水害におけるボランティア活動」
- 分科会 C 「被災地活動を支える広域的な支援活動のあり方（ボランティアバスを含む）」
- 分科会 D 「ボランティア活動を担う人材育成及びボランティア活動の経験の地元での活かし方」

その後、全体会で各分科会からの報告がなされるなど、終日活発な意見交換が行われました。

今年度は、7月に梅雨前線豪雨が発生し、ボランティア活動が大きくクローズアップされたため、去る9月18日には、防災担当大臣出席のもと、新潟・福井豪雨災害で活躍したボランティア関係者が集う「16年7月ボランティア懇談会」が開催され、活動の現状、課題、提案などが話し合われたところですが、その後も、各地で台風災害や新潟県中越地震災害が相次ぎ、災害時におけるボランティアの活躍の場がますます増大しつつあります。

今年度の「つどい」は、このような背景もあり、今後の防災ボランティア活動の環境整備に資するために、防災担当大臣出席のもと、防災のさまざまな局面（応急救援、避難、復旧・復興、災害予防など）に関わったボランティア関係者の方々が、活動現場での成果や問題点、提案などについて意見交換する場となり



分科会の様子 - 熱心に状況説明を行う参加者

ました。

各分科会と全体会合を通じて出された主な論点をまとめると、以下のようになります。

● 主な論点の例 ●

被災地の地方公共団体や公的主体側のボランティア受け入れの備え（協働体制への理解促進、体制、準備のマニュアル整備などを含む）
 ボランティアが被災地側の信頼を早急に得られるための方策（地元を尊重するアプローチ方法（応援の仕組み、スタイル、手法、それらのマニュアル）、自己責任の考え方などを含む）
 経験豊富なボランティアコーディネーターの確保、ボランティアセンターのスタッフの確保などの調整面の課題
 初動資金の確保等がうまくできたか（基金があった場合についてはその効果）
 特定の技術・技能を有するボランティア（医師、看護師、ヘルパー、建築士、大工、物流の専門家、理容師等々）とのコラボレーションのあり方など

なお、当日の意見交換のもようは、インターネットの下記のホームページで閲覧することができます。

<http://www.bousai.go.jp/vol/tsudo/>



World Conference on Disaster Reduction
18-22 January 2005, Kobe, Hyogo, Japan

(国連防災世界会議ロゴマーク)

国連防災世界会議 パブリックフォーラム

「歴史災害の経験と知恵の継承」シンポジウム開催

阪神・淡路大震災から10周年を迎えた兵庫県神戸市において、1月18～22日に国連防災世界会議が開催され、一般の方の参加も可能な「パブリックフォーラム」において、66のシンポジウム、総合防災展として239の展示ブースと82のポスターセッションが開催されました。

中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」小委員会主催の「歴史災害の経験と知恵の継承」シンポジウムは、日本列島が過去に経験してきた自然災害を科学の力で解き明かすとともに、歴史災害を経験した地域社会に語り継がれている事柄を発掘し、災害に強い社会を作るための知恵や、次世代に語り継ぐ方法を模索することを目的として、1月19日に、以下のようなプログラムで開催されました。

「話題提供」では、歴史災害を素材として、各研究分野の第一人者が、それぞれの専門領域における成果を解説・紹介し、問題提起を行いました。「パネル・ディスカッション」では、「話題提供」をふまえ、さらに各パネリストの知見を紹介しつつ、次世代に引き継ぐべき知恵をそれぞれの立場から討議しました。

「災害教訓の継承に関する専門調査会」の検討成果は、本誌で今号からシリーズとしてご紹介しますので、こちらも引き続き、ご覧ください（P18～19参照）。

なお、国連防災世界会議の内容については、次号の特集でご報告する予定です。



「稲むらの火」を朗読する
平野啓子さん



パネル・ディスカッション
コーディネータの伊藤和明氏



パネル・ディスカッションのようす

中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」小委員会主催
シンポジウム「歴史災害の経験と知恵の継承」

プロローグ（伊藤和明、平野啓子）

話題提供

- 「火山との共生」 荒牧重雄（東京大学名誉教授）
- 「津波対策の今」 首藤伸夫（岩手県立大学教授）
- 「頻発する土砂災害」 池谷浩（砂防地すべり技術センター専務理事）
- 「地震考古学からわかること」 寒川旭（産業技術総合研究所主任研究員）
- 「語り～民間における伝承」 平野啓子（語り部、かたりすと、キャスター）

パネル・ディスカッション

* コーディネータ 伊藤和明

（中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」座長）

- 小山真人（静岡大学教授：富士山ハザードマップを次世代に活かす）
- 山岡耕春（東京大学地震研究所教授：地震と津波）
- 清水祥彦（神田明神権禰宜：江戸町人の地震対策、神社の力）
- 植田禎子（テレビ長崎記者兼デスク：災害情報とジャーナリズム）
- 北原系子（神奈川大学非常勤講師、「災害教訓」小委員会座長：歴史災害を現代に活かすには）



鯨絵提供：東京大学地震研究所

過去の災害に学ぶ(第1回)

歴史災害の見直しと災害教訓の検証

はじめに

中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」が発足して3年目を迎えた。この調査会の主な目的は、過去にわが国で発生した自然災害について調査し、そこから現在に活かせる教訓を導き出すことにある。

当初、調査すべき歴史災害として挙げられた過去の災害は100件、これを10年を掛けて調査する、つまり、1か年に10件の災害を調査の対象とする予定がたてられている。地震、噴火、津波、台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、大火、気象災害による海難など多様な災害が対象として挙げられた。わが国の歴史を調べれば、自然災害に限っても、毎年これらのいずれかによる災難に見舞われない年はないほど、自然災害には襲われやすい地球上の位置にある。したがって、これまででも多くの研究がなされ、防災への提言がなされている。また、防災行政の基礎を担う災害科学についての蓄積も豊富にある。では、この時期に至って、なぜ、歴史災害に対して、関心が向けられはじめたのだろうか。

歴史災害から「教訓」を導くための新機軸

この調査会の許に、実際に災害を調査して報告書を作成するために小委員会が設けられ、この委員会のなかに、それぞれの災害に応じて分科会が設けられている。分科会が担う個々の災害の報告書作りで配慮されるべきこととして、災害の全体像を明らかにすることが挙げられている。上に述べたような災害の発生は、自然的条件が作用するから、その分析を手掛ける理学的な研究者が必要であることはいうまでもない。また、その時の防災対策で重要とされたこと、あるいは今後の課題とされたことを検証するために、



「災害教訓の継承に関する専門調査会」の模様

工学系の研究者も参画する。しかし、これまで行政が行ってきた災害調査と異なる、この委員会の新機軸は、人文系、特に歴史系の研究者が関わっていることである。過去の災害を調査し、その全体像を明らかにするためには、当時の社会的状況を抜きにしては語れない。また、それだけではなく、被災した人々がいかにして生活回復を図ったか、村や町の復興はどのようにしてなされたのかなど、災害後の社会の姿が明らかにされるならば、現代社会に活用されるべき災害「教訓」がより一層具体的に伝えられるはずだと考えられるからである。

災害の全体像から現代への「教訓」を

この調査会の発足当初から、昔起きた災害を調べてみても、高度に発達した現代社会に通用する災害教訓など探し出せるのかといった疑問がなかったわけではない。また、この仕事に参加している歴史系研究者の側にも、過去の災害から現代社会に有用な防災「教訓」を引き出すなどという仕事には自信が持てないという不安が存在した。しかしながら、こうした不安や懸念は、当初に比べれば、解消されつつある。

個々の災害の報告書を作成する分科会の仕事は、新たに研究を行うのではなく、既存の研究を集大成して当該災害の全体像を形づくることにある。報告書作りの年限は最大2年。そのため、既存の研究から明らかになる事柄を整理して、不足の点については、できるだけ災害の全体像が明らかになるよう、調査や議論を重ねている。たとえば、災害情報についての問題であれば、ジャーナリストに参加をお願いするなど、当該分野での第一人者に参加していただいた。この過程で、それぞれの研究者が個別に進めてきた研究の限界やそれぞれの研究領域のもつ特性についても相互理解が深まり、また、災害の全体像を明らかにする上でなにが欠けているのか、当該災害の特性をより明確にするためには、なにが必要かなどについても共通理解が得られるようになった。

なによりも、こうした報告書作りのスタイルは、当初予想された、歴史上の災害を現代社会に活かすことへの疑念や懸念を吹き飛ばす知的興味を執筆者自身に抱かせつつある。読者となる人々に興味をもってもらおう報告書にするためには、まずは、執筆者自身が興味をもたなくてはならな



い。興味や関心をもち、納得して選び取る防災への指針でなくては、現実社会への適用はできないだろうというのが、私たち報告書作りをしている立場の基本的なスタンスである。しかし、報告書作りという机上の議論だけでは、現代社会の防災に役立つ災害「教訓」を導き出す保障はない。「教訓」を導くために、実際に防災に携わる行政担当者にも議論に参加してもらう仕組みを設けている。こうした手順を踏まえ、歴史的事実に基づく議論を通じて、一見懸け離れたようにみえる現代社会に、歴史災害の「教訓」を活かすべき道筋も自ずと明らかになるという確信が生まれつつある。

これまでの仕事

さて、そこで、この委員会でどのような成果が得られたのかを披露しておきたい。初年度の2003年度末に、「1657明暦大火」、「1855安政江戸地震」の2件の報告書を完成させた。ついで、2004年度完成予定の報告書は、「1982長崎豪雨災害」、「1896明治三陸地震津波」、「1662寛文近江・若狭地震」、「1888磐梯山噴火」、「1890エルトゥールル号事件」、「1854安政東海・南海地震」の6件、2005年度前期までに完成を予定しているものは、「1707富士山宝永噴火」、「1783浅間山天明噴火」、「1891濃尾地震」の3件である。また、多種多様な教訓が予想される「1923関東大震災」については、調査や討議に時間を懸ける必要があることから、すでに報告書作りに向けた構想もたてはじめつつある。この現状は、当初予定した10年100件、つまり1年に10件の歴史災害に取り組むという目標をいささか下回るが、これには、一昨年5月に発生した宮城県地震、昨年10月に発生した新潟県中越地震、また海外での出来事ではあるが、12月26日発生の巨大津波による類例のない規模のスマトラ島沖地震など、突発災害に対応する内閣府防災担当部門の事務局担当マンパワーの配

分、予算の枠、本務を抱える研究者が本報告書作りのために割く時間的余裕などの問題があり、以上が精一杯のところだといえよう。

歴史と現実の交叉から生まれる防災力

最後に、実際に歴史災害についての関心が高まりつつある現状について紹介しておきたい。スマトラ島沖地震が発生した直後、いまだ死者20数万人以上という最悪の事態が明らかになる以前に、テレビや新聞などで、明治以来最大の津波被害として2万2千の死者を出した「1896明治三陸地震津波」がよく引き合いに出された。報告書の作成者自身にも、110年も昔の災害では、記録や痕跡に基づいた計算結果から、シミュレーションなどで災害の再現をする方法しか残されていない。しかし、スマトラ島沖地震の災害映像を通じて、予想もされないほどの被害を出す津波災害の恐ろしさはだれしもが感じたところである。と同時に、明治三陸地震津波で実際になにが起きたのか、一瞬のうちに何万人もの死者が出る津波災害とはどのようなものかについて、報告書が伝える記述から、これまで以上にリアルな災害像が想像できるはずあるし、また、今後どうすればより確実に被害を防げるのかについても、一層具体的に理解されるようになる。

歴史災害についての報告書作りというような仕事は、直接自然災害を防ぐものではない。しかしながら、阪神・淡路大震災から10周年の今年、人と人がどのように支え合うのが問われていることを考え合わせれば、日本の社会が災害に際して蓄えてきた知恵を見直し、現代に活かすことが今こそ求められている。その成果は、今回のスマトラ島沖地震でも明らかのように、わが国に限らず、世界でも活用されるものになるはずだ。

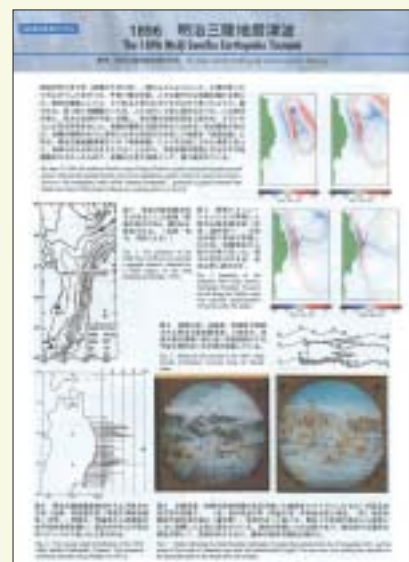
(北原糸子 神奈川大学非常勤講師・「災害教訓の継承に関する専門調査会」委員、「災害教訓」小委員会座長)

「災害教訓の継承に関する専門調査会」小委員会

総合防災展に「歴史災害の経験と知恵の継承」を展覧

国連防災世界会議(1月18日~22日)において、「災害教訓の継承に関する専門調査会」小委員会が主催する展示ブースが、総合防災展に展覧されました。

総合防災展に展示されたパネルは、小委員会委員の方々の「手作り」でとりまとめられたものです。



展示されたパネルの例...1896明治三陸地震津波



激甚災害の指定

平成16年8月から10月にかけて発生した、「台風第16号等による災害」、「台風第18号等による災害」、「台風第15号から第18号までの間の天災による災害」、「台風第21号等による災害」、「台風第23号等による災害」、「新潟県中越地震による災害」の6件の災害が激甚災害に指定されました。各激甚災害に適用された内容を以下に紹介します。

●●●●台風第16号等による災害の激甚災害指定●●●●

「平成16年8月27日から同月31日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成16年11月10日に公布・施行されました。

8月19日に発生した台風第16号や前線の影響により、8月27日から31日にかけて、宮崎県、奈良県、大分県、三重県、愛媛県で大雨となりました。また、台風の上陸、接近に伴い各地で暴風となり、さらに、30日夜には、台風の接近と大潮期間の満潮とが重なり、瀬戸内海沿岸などで高潮となりました。

公共土木施設等関係の全国の合計査定見込額

(全国で約679億円)

農地、農業用施設及び林道関係の全国の合計査定見込額

(全国で約125億円)

農林水産業共同利用施設関係の全国の合計被害見込額

(全国で約2億5千万円)

本激 (全国について適用)	
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第3、4条)	公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という)の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)	農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)	農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
4 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (法第16条)	公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。
5 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法第17条)	私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。
6 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (法第19条)	市町村の行う感染症予防事業(消毒、ねずみ駆除等)の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担する。
7 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)	公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

●●●●台風第18号等による災害の激甚災害指定●●●●

「平成16年9月4日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成16年11月10日に公布・施行されました。

8月28日に発生した台風第18号や前線の影響により、9月4日から8日にかけて、宮崎県、高知県、愛媛県、徳島県で大雨となりました。また、九州地方、中国地方、北海道地方などで猛烈な風を観測しました。さらに、瀬戸内海沿岸や北海道などで高潮となりました。

農地、農業用施設及び林道関係の全国の合計査定見込額

(全国で約52億円)

農林水産業共同利用施設関係の全国の合計被害見込額

(全国で約6億4千万円)

森林災害関係の全国の合計被害見込額

(全国で約118億円)

本激 (全国について適用)	
1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)	農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)	農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
3 森林災害復旧事業に対する補助 (法第11条の2)	都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林被害復旧事業について、当該事業費の1/2の補助を行う。
4 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第2項から第4項まで)	農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

●●●●台風第15号から第18号までの間の天災による災害の激甚災害指定●●●●

「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成16年11月10日に公布・施行されました。

台風第15号、第16号、第18号が次々と日本に上陸し、全国的に豪雨、暴風雨及び高潮等により、特に北海道、秋田県、山

形県、山口県および福岡県の農作物に甚大な被害が生じました。

農作物等の全国の被害見込額 (全国で約1,275億円)

北海道、秋田県、山形県、山口県及び福岡県について適用	
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (法第8条)	被害農業者に対する経営資金の融通について、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく貸付限度額の上乗せ及び償還期限の延長を行う。

●●●● 台風第21号等による災害の激甚災害指定 ●●●●

「平成16年9月26日から同月30日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成16年11月25日に公布・施行されました。

9月21日に発生した台風第21号の影響により、26日から30日にかけて三重県、四国地方で大雨となりました。また、台風の上陸及び接近に伴い各地で暴風となりました。これらにより、兵庫県、三重県を中心に大きな被害が発生しました。

農地、農業用施設及び林道関係の全国の合計査定見込額
(全国で約201億円)

本激 (全国について適用)	
1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)	農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
2 小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第2項から第4項まで)	農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行者が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

●●●● 台風第23号等による災害の激甚災害指定 ●●●●

「平成16年10月18日から同月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成16年12月1日に公布・施行されました。

10月13日に発生した台風第23号は、20日に、大型で強い勢力のまま高知県土佐清水市付近に上陸した後、高知県室戸市付近に再上陸しました。その後、大阪府南部に再上陸し、近畿地方、東海地方に進み、21日に関東地方で温帯低気圧となりました。これらにより全国的に大きな被害が発生しました。

中小企業関係の被害報告額 (11月5日現在)

京都府 38億4千万円以上
兵庫県 361億6千万円以上

公共土木施設等関係の全国の合計査定見込額

(全国で約2,237億円)

農地、農業用施設及び林道関係の全国の合計査定見込額

(全国で約540億円)

農林水産業共同利用施設関係の全国の合計被害見込額

(全国で約7億1千万円)

森林災害関係の全国の合計被害見込額

(全国で約130億円) (以上、いずれも11月19日現在)

本激 (全国について適用)	
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第3、4条)	公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という)の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)	農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)	農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
4 森林災害復旧事業に対する補助 (法第11条の2)	都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林被害復旧事業について、当該事業費の1/2の補助を行う。
5 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (法第16条)	公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。
6 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法第17条)	私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。
7 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (法第19条)	市町村が行う感染症予防事業(消毒、ねずみ駆除等)の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担する。
8 小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)	公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行者が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。
局地激甚災害 (京都府京都市、加佐郡天笠町及び与謝郡加保町並びに兵庫県洲本市、豊岡市、西脇市、城崎郡城崎町及び白高町並びに出石郡出石町の区域に係る災害について適用)	
1 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)	被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。
2 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (法第13条)	小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金及び中小企業近代化資金助成法の貸付金等について、その償還期間を2年以内において延長する。

●●●● 新潟県中越地震による災害の激甚災害指定 ●●●●

「平成16年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が平成16年12月1日に公布・施行されました。

10月23日17時56分頃、新潟県中越地方の深さ13kmでマグニチュード6.8(暫定値)の地震が発生し、新潟県川口町で震度7を観測したほか、同県小千谷市、小国町、山古志村で震度6強を、周辺12市町村で震度6弱を観測しました。

公共土木施設等関係の全国の合計査定見込額

(全国で約1,770億円)

農地、農業用施設及び林道関係の全国の合計査定見込額

(全国で約376億円)

農林水産業共同利用施設関係の全国の合計被害見込額

(全国で約5億円)

水産動植物の養殖施設関係の全国の合計被害見込額

(全国で約44億3千万円以上、いずれも11月19日現在)

中小企業関係の被害報告額 (11月2日現在)

新潟県 280億9千万円以上

本激 (全国について適用)	
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第3、4条)	公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という)の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)	農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)	農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
4 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (法第7条第3号)	水産動植物の養殖施設(共同利用施設を除く。)が被害を受けた場合の災害復旧事業に対し9/10の範囲内で補助を行う。
5 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (法第14条)	都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合等の倉庫等の共同施設であって政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき3/4を下らない率により補助する場合には、国は、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費(都道府県が3/4をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の2/3の補助を行う。
6 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (法第16条)	公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。
7 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法第17条)	私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。
8 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (法第22条)	激甚災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときには、当該公営住宅の建設費等に要する費用の補助の特例を行う。
9 小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)	公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行者が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。
局地激甚災害 (新潟県小千谷市、千代町、山古志村及び北魚沼郡川口町の区域に係る災害について適用)	
1 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)	被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。
2 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (法第13条)	小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金及び中小企業近代化資金助成法の貸付金等について、その償還期間を2年以内において延長する。



平成17年度 災害・地震対策関係税制改正事項

政府は、平成17年度においては、災害・地震対策に関連する税制を、次のように改正することとしています。

(平成16年12月)

事 項	要望省庁	税 目	結 果 概 要
(1)地震保険に関する保険料控除制度の創設	内閣府 金融庁 財務省	所得税 個人住民税	地震保険については、地震災害に対する国民の自助努力による個人資産（住宅・家財）の保全を促進し、地震災害時における将来的な国民負担軽減を図る必要があるとの指摘も踏まえ、現在販売されている各種商品の実態把握に努めつつ、損害保険料控除制度全体の見直しの中で、そのあり方を検討する。
(2)建物更生等共済掛金に係る控除制度の創設	内閣府 農林水産省	所得税 個人住民税	
(3)地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の延長及び拡充	内閣府	所得税 法人税 固定資産税	地震防災対策強化・推進地域において、地震防災対策用資産の取得を促進する観点から、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が地震防災対策用資産を取得した場合認められる法人税等の特別償却及び固定資産税の特例措置について、法人税等の特別償却率を8/100とし、2年延長する。対象地域として日本海溝・千島海溝周辺地震対策特別措置法に基づく推進地域を追加する。東海地震対策に係る一定の地域を除外する（所得税、法人税）
(4)長期避難指示等に係る特例措置（三宅島に係る特例措置）の創設	内閣府	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後3年度分までの固定資産税及び都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置を講ずる。 ・三宅島噴火災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税について、最初の4年間2分の1減額する措置を避難指示の解除後、解除のあった年の翌年から3年を経過するまでの間に限り講ずる。
(5)中古住宅に係る特例措置における築後経過年数要件の撤廃	国土交通省	所得税 贈与税 登録免許税 個人住民税 不動産取得税	中古住宅の流通を促進し、良質な住宅ストックを形成するため、住宅ローン減税等の税制特例において、古くても耐震性を満たす中古住宅について、築後経過年数要件を撤廃する。
(6)既存住宅ストックに係る耐震改修等促進税制の創設	内閣府 国土交通省	所得税 個人住民税	耐震改修税額控除制度については、地震災害から地域を守ることの重要性に鑑み、そのための国・地方を通ずる総合的な施策の一環として、地域の実情に応じた助成金制度のあり方との関係を含め早急に検討する。
(7)阪神・淡路大震災に係る所要の特例措置の延長	経済産業省 国土交通省	不動産取得税 固定資産税 都市計画税	阪神・淡路大震災により被災した被災者の代替家屋等について、不動産取得税の課税標準の特例及び固定資産税・都市計画税の軽減措置の適用期間を、震災復興土地区画整理事業区域内及び震災復興市街地再開発事業区域内について5年間、それ以外の地域については2年間延長する。
(8)浸水想定区域内の地下空間における避難対策施設に係る課税標準の特例措置の創設	国土交通省	固定資産税 都市計画税	水防法の改正に伴い、同法に規定する避難確保計画（仮称）に基づき、浸水想定区域内の一定の地下施設の所有者又は管理者が、地下浸水時の利用者の安全に資するために取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格の1/2とする措置を2年間に限り講ずる。
(9)電気通信システム信頼性向上施設に係る課税標準の特例措置の延長	総務省	固定資産税	電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者が電気通信システムの信頼性向上に資する設備を取得した場合に、当該設備に係る固定資産税に関し、課税標準について取得後5年度分軽減（高信頼管路設備、電子式回線切替装置については5/6、非常用電源装置については4/5）することを認める特例措置を1年2ヶ月延長する。



平成17年度 内閣府防災部門予算案

内閣府政策統括官（防災担当）の平成17年度予算案が決まりました。平成17年度の防災対策については、建築物の耐震化等の推進、防災情報伝達体制の整備、災害応急体制の整備、防災情報システム等の整備、防災関連施設の整備、地域や企業の防災力の向上及び国際防災協力の推進、被災地の復旧・復興支援を「防災対策の重点」とし、これらに要する経費6,272百万円となっています。

（単位：百万円）

区 分	17年度 予算案 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増 減額 (A - B)	対前年度 比 (A / B)	主 要 事 項
1. 災害予防対策	553	490	63	112.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化の推進 40 ・新たな課題に対応した風水害対策の推進 23 ・防災ボランティア関連施策の充実 27 ・民間と市場の力を活かした安全な地域づくり 40 ・首都直下の地震対策の推進 96 ・東海地震対策の推進 32 ・東南海、南海地震対策の推進 30 ・日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震対策の推進 118 ・長周期地震動対策の推進 31 ・大都市圏における震災に対処するための広域防災体制の構築 19 ・次期地震防災緊急事業五箇年計画の充実 10 ・津波防災力向上の方策の推進 27 ・火山災害対策の推進 25
2. 災害応急対策	4,589	3,090	1,499	148.5	<ul style="list-style-type: none"> ・中央防災無線網の整備 2,929 ・災害に強い地域づくりの推進 430 ・総合防災情報システムの整備 696 ・東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備 428 ・災害応急対策業務の実践的対応能力の向上 15 ・防災に関する人材育成・活用 16
3. 災害復旧・復興対策	624	622	2	100.2	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建支援 313 ・復興対策の支援検討 39
4. 防災に関する国際協力	231	298	67	77.6	<ul style="list-style-type: none"> ・人と防災未来センターの運営補助 251 ・アジア防災センターにおける多国間防災協力の推進 118 ・国際復興支援データベースの構築支援 75 ・国連防災世界会議の成果評価活動の推進 19
5. 調 整 費	275	275	0	100.0	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の総合推進調整 275
計	6,272	4,776	1,496	131.3	

（注）四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

◆ 平成16年11月～平成17年1月の動き ◆

平成16年11月24日	新潟県中越地震復旧・復興支援会議（第1回）の開催（以降、随時開催）
11月25日	富士山火山広域防災検討会（第1回）及び富士山共生ワーキンググループ（第1回）の開催
11月26日	中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第17回）の開催
11月30日	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」（第5回）の開催
12月3日	地震被害に関する検討会（第6回）の開催
12月4日	平成16年度「防災とボランティアのつどい」の開催
12月10日	中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」防災まちづくりワーキンググループ（第1回）の開催
12月13日	集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会（第3回）の開催
12月15日	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」（第13回）の開催
12月16日	津波避難ビル等に係るガイドライン検討会（第2回）の開催
12月24日	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」（第6回）の開催
12月27日	集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会（第4回）の開催
平成17年1月18日～22日	国連防災世界会議の開催

◆ 平成17年2月～3月の防災関係行事予定 ◆

2月7日、8日	防災担当職員合同研修
---------	------------

● 内閣府（防災担当）人事異動 ●

平成17年1月1日付	新	旧
参事官補佐（総括担当）政策統括官（防災担当） 付参事官（総括担当）付	井ノ川 清 内閣府食品安全委員会事務局勸告広報課課長補佐（計画・交流担当）から	小西 良治 内閣府大臣官房総務課国会専門官へ
平成17年1月11日付	新	旧
参事官補佐（総括担当）政策統括官（防災担当） 付参事官（総括担当）付	笠松 拓史 総務省行政評価局評価監視調査官から	菊池 善信 総務省自治財政局調整課課長補佐へ

表紙写真：衛星から見たスマトラ島沖地震・インド洋津波による被災状況

- 上2枚は、インドネシア・バンダアチェ沿岸部の状況
津波到達後の写真は、平成16年12月28日に撮影
- 下は、インドネシア・バンダアチェ南部の状況
津波到達後の写真は、平成17年1月2日に撮影

衛星画像提供：©DigitalGlobe/日立ソフト

監修 内閣府(防災担当)

〒100-8969 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
 (中央合同庁舎第5号館3階)
 TEL：03-5253-2111 (大代表)
 URL：http://www.bousai.go.jp



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車
B3b出口より連絡通路へ